

令和6年第4回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年3月27日（水） 午後1時30分開会
午後2時22分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁 5階第2委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 横山 和明、立花 有佐、捻金 宏昭、渡部 要
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 莊川 隆則
教育部教育総務課長 毛利 久子
教育部教育指導課長 高淵 直哉
教育部生涯学習課長 亀山 慎也
教育部教育総務課総務係長 小田 康行
教育部教育指導課学事係長 伊澤 知弥
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
教育部長報告
・令和6年4月1日付け人事異動内示資料（教育委員会関係）
- 日程第2 個別報告及び協議事項
・市議会3月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）について
- 日程第3 議案第10号 庄原市田園文化センター設置条例施行規則について
- 日程第4 議案第11号 庄原市選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する教育委員会規則の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第8 議案第15号 令和6年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
- 日程第9 議案第16号 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について

教育長	— 開会 午後 1 時 30 分 — ただ今から令和 6 年第 4 回庄原市教育委員会を開会します。
教育長	日程第 1 教育長報告 日程第 1、教育長報告からです。本日は 4 点報告します。 ・適正配置計画に関することについて ・小学校の卒業証書授与式について ・行事等の報告について ・田園文化センター 2 階のキッズスペースの完成について 続いて、教育部長報告をお願いします。
教育部長	・令和 6 年 4 月 1 日付け人事異動内示（教育委員会関係）について
教育総務課長	日程第 2 個別報告及び協議事項 ・市議会 3 月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）について
教育長	日程第 3 議案第 10 号 庄原市田園文化センター設置条例施行規則について 日程第 3、議案第 10 号、庄原市田園文化センター設置条例施行規則について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。生涯学習課長。
生涯学習課長 ※資料 議案集	議案集 1 ページをお開きください。議案第 10 号庄原市田園文化センター設置条例施行規則について説明します。本案は、提案理由にあるとおり、令和 5 年 12 月庄原市田園文化センター設置及び管理条例の全部改正に伴い、庄原市田園文化センター設置及び管理条例施行規則の全部を改正しようとするものです。改正内容は、第 1 条で、改正前と同様に趣旨を定めています。第 2 条も同様に、田園文化センターで行う所掌事務を定めています。2 ページ、第 3 条も同様に田園文化センターに置くことができる職員を定めています。第 4 条は補則です。この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。附則によりこの規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。説明は以上です。
教育長	ただいまの説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第 10 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員 教育長	（全員挙手） 賛成全員ですので、議案第 10 号は可決されました。
教育長	日程第 4 議案第 11 号 庄原市選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する教育委員会規則の一部改正について 日程第 4、議案第 11 号、庄原市選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する教育委員会規則の一部改正について議題とし

生涯学習課長	す。事務局から議案の説明をお願いします。生涯学習課長。 議案集 3 ページをお開きください。議案第 11 号庄原市選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する教育委員会規則の一部改正について説明します。本案は、提案理由にあるとおり、令和 5 年 12 月、庄原市田園文化センター設置及び管理条例の全部改正に伴い、多目的ホールを廃止したことから、庄原市田園文化センターに関係する項目について削除をするものです。附則により、この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。なお、改正前の規則につきましては、5 ページと 6 ページの新旧対照表で、ご確認をお願いします。
教育長	ただいまの説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第 11 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	(全員挙手)
教育長	賛成全員ですので、議案第 11 号は可決されました。
日程第 5 議案第 12 号 庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について	
教育長	日程第 5、議案第 12 号、庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案集 7 ページをお開きください。議案第 12 号庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について説明します。庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程は、事務の効率化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会から教育長に委任された事務の一部を学校長等教育機関の長に委任し、学校長の権限で処理をすることができる規程で、これに対し必要な事項を定めたものです。提案理由は、庄原市田園文化センター設置及び管理条例の全部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。改正内容については、9 ページの新旧対照表でご説明します。左欄が改正案、右欄が現行の規程です。先に現行の第 1 条をご覧ください。現行規程では、委任された事務の一部を公立学校の校長その他の教育機関の長（以下「校長等」）に委任するとしています。この「校長等」については、現行規程の第 2 条第 2 項に記載の「施設の長」とし、各号について、根拠条例並びに施設の種類を規定しており、第 1 号では小学校及び中学校、第 2 号では田園文化センター、第 3 号では図書館、第 4 号では郷土資料館、第 5 号では博物館、第 6 号では学校給食共同調理場としていました。この度、田園文化センターの根拠規定となる庄原市田園文化センター設置及び管理条例を全部改正したことにより、条例の名称が改正されたことから、この根拠規定について見直すこととしましたが、第 2 号、田園文化センターから第 5 号博物館については、いずれも館長職が会計年度任用職員であり、生涯学習課長の権限

教育長 教育委員 教育長	で事務を行っていることから、これらの施設を委任の対象施設としないこととしました。これにより委任を受ける教育機関の長が小学校及び中学校並びに学校給食共同調理場のみとなることから、第2条第2項を全部削除し、第1条本文中の「その他の教育機関」を「庄原市学校給食共同調理場」に改正することとしたものです。このため、本文中に「その他の教育機関」の文言がなくなることから、規程の名称についても同様に改正します。規程の名称を改正したことにより、合わせて改正規則附則第2項において、庄原市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規定内で引用していた本規程の名称についても改正するものです。7ページ、附則の第1項により、この訓令の施行日を令和6年4月1日とするものです。なお、この改正による事務等の変更はありません。説明は以上です。 ただいまの説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第12号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 賛成全員ですので、議案第12号は可決されました。
教育長 教育指導課長 ※資料 議案集 ※資料No.3	日程第6 議案第13号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について 日程第6、議案第13号、庄原市学校職員服務規程の一部改正について議題とします。事務局から議案の提案をお願いします。教育指導課長。 議案集11ページをお開きください。庄原市学校職員服務規程の一部を改正する規程案を次のとおり提出するものです。提案理由は、広島県の介護支援部分休暇及び出生支援休暇の制度に対応するため、所要の改正を行おうとするものです。13・14・15・16ページは、それぞれの休暇に係る提出書類等、17ページは、それぞれ現行、改正後の新旧対照表を記載しています。 内容は、別紙の資料No.3で説明します。1ページ、庄原市学校職員服務規程の一部改正についてです。広島県の出生支援休暇、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇に対応するため、所要の改正を行おうとするもので、出生支援休暇が令和6年4月1日から新規に制度化されますので追加するものです。 出生支援休暇の要旨です。職員が不妊治療に専念するための一定期間の休暇を認めることにより、不妊治療による離職を回避することを目的として、6月を単位とし、通算して1年の範囲内で勤務しないことが認められる無給の休暇制度で、令和6年4月1日から設けられるものです。要件、請求方法等については記載してあるとおりです。 介護支援部分休暇は令和3年4月1日から既に施行済みですが、本市の服務規程に改正漏れがありましたので、追記するものです。介護支援部分休暇は、仕事と介護の両立支援をより一層推進することを目的として、要介護者の介護のため任命権者が定める時間を単位とし、1週間当たりの勤務時間の2分の1の範囲内で勤務しないことが認められる無給の休暇制度です。要件、請求方法

教育長 教育委員 教育長	等は記載のとおりです。 2 ページ、子育て支援部分休暇についてです。証明書類についての項で記載漏れがあり、請求方法等のアンダーラインの引いている「校長等は、子育て支援部分休暇の承認請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。」との文言を追記するものです。なお、3 ページは、出生支援休暇の概要について項目ごとに内容をまとめたものです。4 ページは、介護支援部分休暇の概要について、項目ごとに内容をまとめて記載しています。説明は以上です。 ただいまの説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第 13 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 賛成全員ですので、議案第 13 号は可決されました。
教育長 教育総務課長 ※資料No. 4	日程第 7 議案第 14 号 庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正について 日程第 7、議案第 14 号、庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正について議題とします。事務局から議案の提案をお願いします。教育総務課長。 議案集 19 ページをお開きください。議案第 14 号庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正について説明します。庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱は、市内の県立高校の存続に向けた学校の活性化、魅力ある学校づくり、学力向上のための活動を支援し、入学志願者の増加と教育振興を図ることを目的に補助金を交付するため、必要な事項を定めるものです。提案理由は、広島県立庄原実業高等学校を支援の対象に追加するとともに、補助金交付期間を延長するため、所要の改正を行おうとするものです。 内容は資料No. 4、庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正（案）についてをご覧ください。 1.趣旨です。現行の補助制度は3年毎に見直す扱いとしており、今回、令和5年度末の終期到来に合わせて見直しを行います。 2.現行事業の概要です。(1) 補助金の対象は、庄原格致高校、西城紫水高校、東城高校で、各学校を支援する団体が対象者となっています。(2) 補助対象経費については記載の内容で、(3) 補助金額は各校 85 万円以内、補助対象経費の4分の3以内と定めています。 3.これまでの制度改正の推移です。合併前からこの補助事業は、西城紫水高校、東城高校でしたが、これを引継ぎ、広島県教育委員会の学校再編方針や生徒数の推移等を勘案しながら、制度の見直しを行ってきました。 4.各高等学校からの評価及び意見です。各校とも使途の自由度が高く、保護者負担により難しい経費に充てることができる、また、教育内容の維持に欠かさない補助金であり、継続を強く希望するとのこと意見を頂いています。 2 ページ、5.広島県教育委員会の動きです。(1) 県立高等学校の在り方に

教育長 教育委員 教育長	係る基本計画について、(2) 令和6年度予算状況では、1 学年1 学級規模の活性化に向けた取組の支援について記載しています。これまでの会議でご説明させて頂いた内容の要約となっています。 3 ページ、これらの背景をもとに見直し方針を固めました。6. 見直し方針 (1) 今後も、入学者確保に厳しい状況が継続することが見込まれるため、補助金交付要綱を3 年間延長し、交付金額を据え置くものとしました。また、(2) 新たに補助対象として庄原実業高校を加えることとしました。その理由は、入学定員充足率が全県立高校で2 番目に低く、今後の県の動向次第では、「在り方計画(第2 期)」において、既設の学科の改編対象となることも想定されています。また、令和3 年度に国から指定を受けた「マイスター・ハイスクール事業」(次世代地域産業人材育成刷新事業) については、国のモデル事業で、地域の産業と自治体が一体となった新しい教育の仕組みをモデル的に行われていて、庄原実業高校は、市または学校及び市内の農業者と連携し、事業を実施されています。この事業は令和5 年度で終了しますが、「せっかくできたこのつながりを続けたい」と高校からご意見を頂いています。また、野球部が令和5 年の県大会で8 強入りをされる等の活躍をされており、学校活性化の一端を担っているこの取組を継続するためにも、庄原実業高校を対象に加えたいと考えています。改正の概要案及び、改正の内容については、議案集21 ページに新旧対照を付けていますので、ご覧ください。重複しますので、説明は省略しますが、附則において、施行期日は、令和6 年3 月31 日とし、3 年の延長を行いたいと考えています。説明は以上です。 ただいまの説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第14 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 賛成全員ですので、議案第14 号は可決されました。
	日程第8 議案第15 号 (非公開) 令和6 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
教育長	日程第9 議案第16 号 (非公開) 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について それでは、以上をもちまして、令和6 年第4 回教育委員会を閉会します。本日はご苦労さまでした。 — 閉会 午後2 時22 分 —